

川崎市交通局危機管理推進委員会設置要綱

平成 17 年 2 月 1 日
16 川交庶第 824 号

(目的及び設置)

第 1 条 交通局における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、交通局危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む。）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- (2) その他危機管理に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、交通局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画管理部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務等)

第 4 条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長になる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 5 条 推進委員会の庶務は、企画管理部庶務課において行う。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 29 年 3 月 26 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

委員
企画管理部庶務課長
企画管理部職員課長
企画管理部職員課担当課長
企画管理部経営企画課長
企画管理部経理課長
自動車部長
自動車部管理課長
自動車部運輸課長
自動車部安全・サービス課長
塩浜営業所長
鷲ヶ峰営業所長